

## <信用保証制度とは>

揮発油販売業者は、揮発油等の石油製品の最終供給者であり、その経営の安定化、並びに近代化、合理化を図ることは、石油製品の安定供給の観点から必要不可欠です。

しかしながら、取扱商品が石油製品という特殊商品であるため、揮発油販売業者は他の物品販売業者とは異なる側面を持っています。

すなわち、主取扱商品であるガソリンについては、高率のガソリン税が課せられており、取引金額が大きくなるため、仕入先に対する取引担保の提供や仕入代金の支払いと販売代金の回収までの期間に必要とする運転資金の負担も大きくなり、金融機関からの借入れに伴う金利負担や担保提供の負担も、大きくなることが挙げられます。

さらには、石油製品が危険物であることから、販売施設(給油所等)の設置・維持・管理および環境対策などに、多額の経営資金を必要とすることです。

このため、揮発油販売業者がこれらの目的を達成するために行う資金調達の際に、揮発油販売業者の信用力を補完する制度が、是非とも必要であると認識され、昭和 53 年 11 月に、業界の念願に応える形で石油協会が国の補助を受けて信用保証事業を開始することとなりました。

現在では、小規模事業者の資金需要に応えるための部分保証をベースとした小口個別事業用運転資金制度を実施し、平成 17 年度より対象資金の拡大、平成 19 年度より保証条件の緩和などを行い、利用者にとって使いやすい制度となるよう改正をし、また、原油高騰等による緊急支援保証制度として、セーフティネット資金、離島・過疎地共同事業資金、環境対応促進資金を創設いたしました。